

千歳恵庭圏都市計画（千歳市・恵庭市）

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

I. 都市計画の目標

1. 基本的事項

(1) 目標年次

この方針では、千歳恵庭圏都市計画区域（以下「本区域」という。）について、将来の姿を展望しつつ、土地利用、都市施設等の決定方針を令和 12 年(2030 年)の姿として策定する。

(2) 範 囲

本区域の範囲及び規模は次のとおりである。

	市 町 名	範 囲	規 模
千歳恵庭圏都市計画区域	千 歳 市	行政区域の一部	約 25,890 ha
	恵 庭 市	行政区域の一部	約 16,458 ha
	合 計		約 42,348 ha

2. 都市づくりの基本理念

本区域は、道央広域連携地域石狩地域の南部に位置し、支笏洞爺国立公園に連なる水と緑豊かな自然、恵まれた気候、平坦で広大な用地、豊富な水資源など、都市的な発展のポテンシャルに支えられ、高次都市機能・産業機能等の集積と自然と共生する、ゆとりと潤いに満ちた都市づくりを進めている。

また、札幌市と苫小牧市及び室蘭市の臨海工業地帯の中間に位置し、陸、海及び空路の全てを生かせる交通の要衝であり、交通、工業、観光等の都市機能と恵まれた気候及び風土により農業との調和を図りながら快適な都市圏の形成に努めている。

千歳市では、水と緑豊かな生活環境のもと、文化的で人間味あふれる国際都市の形成を目指している。

また、近年の少子高齢化の進展や将来の人口減少社会への対応、循環型社会への転換、社会経済のグローバル化、地域社会の構造変化など、大きな変革の時代を迎えるなか、時代の変化に対応しながら、市民協働による自主自立の自治体運営と地域社会の持続的な発展や市民生活の向上を目指し、まちづくりを推進する。

恵庭市では、恵庭、島松及び恵み野の J R 千歳線 3 駅を中心に、それぞれ個性豊かな「地域中心」の形成を図りながら、都市全体として必要な都市機能を分担して提供し、「だれもが、安心安全に暮らせるコンパクトな生活都市」の実現を目指し、まちづくりを推進する。

本区域の都市づくりにおいては、これらのことを踏まえるとともに、市街地の無秩序な拡大を抑制し、都市の既存ストックや未利用地を有効に活用することにより、持続可能でコンパクトなまちづくりに向けた都市づくりを進めながら、都市の防災性の向上を図り、地球環境時代に対応した資源循環が進んだ効率的な都市構造への転換に向けた都市づくりを進める。

Ⅱ. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

1. 区域区分の有無

本区域に区域区分を定める。なお、区域区分を定めることとした根拠は以下のとおりである。

本区域は、道央圏の中核的都市として、人口及び世帯数ともに増加傾向を示しており、これまでも空・陸交通の要衝であること及びや自然環境の豊かさを好条件として、先端産業や食品加工業などの企業進出が行われ、製造品出荷額等についても増加傾向にある。

一方、市街地周辺部には、優良な農地や貴重な緑地・森林等、豊かな自然環境が形成されており、今後とも適正に維持・保全していく必要がある。

以上のことから、今後も農林業との健全な調和を図りながら、無秩序な市街化を抑制し、計画的な市街地整備を図っていくため、引き続き区域区分を定める。

2. 区域区分の方針

(1) おおむねの人口

本区域の将来における人口を次のとおり想定する。

	平成 27 年(2015 年) (基準年)	令和 7 年(2025 年)	令和 12 年(2030 年)
都市計画区域内人口	165 千人	おおむね 166 千人	おおむね 163 千人
市街化区域内人口	154 千人	おおむね 156 千人	おおむね 155 千人

(注) 市街化区域内人口は、保留された人口を含むものとする。

(2) 産業の規模

本区域の将来における産業の規模を次のとおり想定する。

		平成 27 年(2015 年) (基準年)	令和 12 年(2030 年)
生産規模	工業出荷額	3,859 億円	4,429 億円
	卸小売販売額	3,145 億円	3,727 億円
就業構造	第 1 次産業	2.5 千人(3.4%)	1.7 千人(2.3%)
	第 2 次産業	15.0 千人(20.3%)	14.5 千人(19.3%)
	第 3 次産業	56.5 千人(76.3%)	58.7 千人(78.4%)

(注) 生産規模の令和 12 年(2030 年)推計値は平成 27 年(2015 年)価格を基準とする。

(3) 市街化区域のおおむねの規模及び現在市街化している区域との関係

市街化区域は、平成 27 年(2015 年)時点で市街化している区域及び当該区域に隣接しおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域とすることとし、その規模については、都市計画基礎調査に基づき、将来の市街地に配置すべき人口・産業を適切に収容しうる規模として、次のとおり想定する。

年 次	令和 12 年(2030 年)
市街化区域面積	おおむね 5,079 ha

(注) 市街化区域面積は、人口の保留フレームに対応する市街化区域面積を含まない。

Ⅲ. 主要な都市計画の決定の方針

1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 主要用途の配置の方針

本区域は、豊かな自然に恵まれ、空・陸交通の要衝として発展しており、それに伴う人口増加に合わせた計画的な市街地の整備を進めてきている。近年は、全国的に人口減少社会が到来しており、本区域においても将来的には人口減少に転じることが予想されるが、人口増加を持続している。

そのような中、人口増加を背景とした土地利用増加による住宅用地の減少、中心市街地においては少子高齢化を背景とした来街者減少による賑わい不足及び空港機能や周辺交通アクセス強化に合わせた工業・流通業務地の形成促進が課題となっている。

本区域では、都市をとりまく環境の変化に対応し、都市機能の適切な配置や既存ストックの有効活用などにより、少子高齢・将来の人口減少に対応した成熟したまちづくり、さらには、資源循環が進んだ都市構造への転換を目指す。

このため、本区域の市街地においては、住居系、商業系、工業系のそれぞれの土地利用の方針に沿って、周辺環境と調和のとれた市街地の形成を図るとともに、地区計画制度等を活用しながら、安全で快適な都市生活を持続可能とする地区の特性に応じたまちづくりを目指すこととし、住宅地、商業業務地、工業・流通業務地、産業支援・交流業務地の各用途を次のように配置する。

① 住宅地

- ・本区域の住宅地は、高度利用住宅地、一般住宅地及び専用住宅地で構成する。
- ・高度利用住宅地は、千歳市の中心商業業務地の周辺に配置し、中高層住宅を主体とし、周辺住宅地の住環境に配慮した上で近隣住民のための大規模な生活利便施設が立地する住居と商業が複合化した土地利用の形成を図る。
- ・一般住宅地は、高度利用住宅地、幹線道路、千歳市の地域商業業務地の周辺に配置し、周辺住宅地のための生活利便施設や医療・福祉施設、公共公益施設等が適切に配置された、中高層住宅地として良好な住環境の形成及び保全を図る。
- ・恵庭市の一般住宅地のうち、都市基盤施設が未整備のまま土地利用が進んでいない島松地区については、これらの施設の整備を進め、住環境の改善を図る。
- ・専用住宅地は、千歳市の自由ヶ丘地区、桜木地区、北光地区、北陽地区、あずさ地区、勇舞地区、みどり台地区、桂木地区、新星地区、恵庭市の恵み野地区、美咲野地区、黄金地区に配置し、低層専用住宅を主体としたゆとりある住環境の維持、保全を図る。
- ・千歳市の泉沢向陽台地区、みどり台地区には、周辺の森林環境を生かしたゆとりと潤いのある低層専用住宅地を配置する。
- ・今後、整備される住宅地については、地区特性等を踏まえ必要に応じて地区計画等を活用することにより、計画的に良好な住環境の形成を図るとともに、生活利便施設等の立地について、適切な規模及び配置となるよう誘導に努める。

② 商業業務地

- ・本区域の商業業務地は、中心商業業務地、地域商業業務地及び沿道商業業務地で構成する。
- ・中心商業業務地は、千歳市のＪＲ千歳駅周辺に配置し、多様な経済活動や事業活動、人の交流が行われる広域的かつ総合的な拠点の形成を図る。
- ・地域商業業務地は、千歳市のＪＲ長都駅周辺、泉沢タウンセンター地区、恵庭市のＪＲ恵庭駅周辺地区とＪＲ島松駅周辺地区、ＪＲ恵み野駅周辺地区と、柏陽北地区に配置し、日常生活圏における生活利便性等の確保や住民の健康増進や文化の享受に資する土地利用を図る。

- ・沿道商業業務地は、3・2・3号国道36号（国道36号）のうち上長都地区から本町地区の沿道、3・3・7号中央大通（一般道道早来千歳線）のうち上長都地区から朝日町地区にかけての沿道及び3・4・22号30号通のうち東郊地区から梅ヶ丘地区にかけての沿道に配置し、背後地の住環境や工業地の操業環境等に配慮しつつ、沿道における利便性の向上を図る。

③ 工業・流通業務地

- ・本区域における工業・流通業務地は、一般工業地及び流通業務地で構成する。
- ・千歳市の工業・流通業務地については、千歳・苫小牧地方拠点都市地域基本計画などと整合性を図りながら交通拠点機能を生かし、製造業や先端技術産業、流通加工機能のほか、産業及び観光振興機能等の集積を図ることとし、恵庭市の工業・流通業務地については、既存の食品・物流関連産業等を中心とする工業集積とともに、今後は先端産業及びベンチャー企業の立地を促進していく。また、スポーツ・レクリエーション機能の導入や公園・緑地の配置など潤いのある操業環境の創出を図る。
- ・千歳市の北信濃地区、美々地区、上長都地区、泉沢地区には一般工業地を配置し、製造加工業を主体とした内陸型工業地や新千歳空港への近接性、緑豊かな環境を生かした多機能複合型工業地を形成する。
- ・恵庭市の戸磯地区には、一般工業地を配置し、一般企業の誘致のほか、インキュベート機能の増進やベンチャー企業の受け入れを図ることにより、既存企業が新技術等の導入により新規事業を立ち上げるなどの産業振興を支援する。
- ・流通業務地は、千歳市の流通地区、清流地区及び平和地区に配置し、広域的な交通利便性の高さを生かすとともに、周辺の住環境に配慮した流通業務地の形成を図る。

④ 産業支援・交流業務地

本区域の産業支援・交流業務地は、千歳市のJR南千歳駅周辺、美々地区、流通地区に配置し、中心商業業務地を補完し、新千歳空港の機能強化に合わせ産業や観光振興機能を強化しつつ、生産、物流、交流及び学術研究の活動を支える都市活動拠点の形成を図る。

⑤ 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

- ・中心商業業務地については高度利用と都市機能の向上、地域商業業務地については地域の生活利便の向上、沿道商業業務地の地区については沿道における利便性向上を図るため、土地利用の動向等を踏まえながら、必要に応じて用途転換や用途の複合化を図るよう検討する。
- ・恵庭市の柏陽・恵央地区においては公営住宅の集約化や公共機能の複合化を進めるため、必要に応じて適切な用途転換や地区計画の活用を図る。
- ・本区域の幹線道路の沿道については、必要に応じて背後地の住環境や工業地の操業環境等に配慮し、地区特性に応じた用途転換を検討する。
- ・既成市街地において、社会経済情勢の変化や市街地の成熟化に伴い、土地利用を見直す必要が生じた場合は、用途地域の見直しを適切に進めるとともに、必要に応じて地区計画等の活用により適正かつ計画的な市街地の形成を図るよう検討する。
- ・工業系用途地域に指定されている幸福地区では、住宅地としての土地利用が進んでいることから、良好な住環境の形成を図るため、住宅地への用途転換を図るよう検討する。
- ・大規模な未利用地及び公共用地において、土地利用の転換が図られる場合には、用途地域の見直しを適切に進めるとともに、必要に応じて地区計画等の活用により計画的かつ一体的な土地利用を図る。

(2) 市街地における建築物の密度の構成に関する方針

- ・ 中心商業業務地や官公庁が立地する地区については、各機能の集積による効果を高めるため高密度での土地利用を推進する。
- ・ 恵庭市は、公営住宅の建替事業を図る柏陽・恵央地区について、公共空間やオープンスペースの適切な確保を図りながら中高密度での土地利用を進める。
- ・ 計画的な住宅地の開発が行われた千歳市の泉沢地区、北陽地区、あずさ地区、清流地区、勇舞地区及びみどり台地区、恵庭市の恵み野地区、黄金地区、美咲野地区については、低密度での土地利用により、ゆとりある良好な住環境の維持、形成を図る。
- ・ 工業・流通業務地は中密度での土地利用を基本とし、地区の特性を踏まえた適切な密度での土地利用を図る。

(3) 市街地の土地利用の方針

① 土地の高度利用に関する方針

- ・ 中心商業業務地については、土地の高度利用の促進と都市機能の向上、建築物の不燃化を図るとともに、都市施設の集積などにより、低未利用地の有効活用を進め、魅力ある良好な都市空間の創出に努める。
- ・ J R 千歳駅周辺を交流拠点とし、主要幹線道路沿道での商業・業務機能と居住機能の複合化による都心機能や商業施設機能の強化、魅力ある商業空間の創出を図る。
- ・ 千歳市の地域商業業務地については、日常生活圏における利便性の向上に資する土地の高度利用を進め、生活拠点の形成を図る。
- ・ 恵庭市の J R 恵庭駅周辺については、市の玄関口としてふさわしい商業・業務機能の集積を促進するため、土地の高度利用を図る。

② 居住環境の改善又は維持に関する方針

- ・ 既存の中心商業業務地周辺にある老朽高密住宅地は、商業機能の集積、拡大にあわせ、建替えと高度利用及び不燃化を促進し、地区環境の改善を図る。
- ・ 千歳市の航空機騒音の影響を受ける準工業地域のうち、主に住宅系の土地利用が図られている地区については、住宅地として環境の保全を図る。
- ・ 千歳市の老朽化した公営住宅については建替えも含め検討する。
- ・ 恵庭市の老朽化した公営住宅が立地する柏陽・恵央地区の公営住宅については、建替事業により良好な住環境の形成を図る。
- ・ 計画的に開発が行われた千歳市の北陽地区、あずさ地区、清流地区、勇舞地区及びみどり台地区、恵庭市の恵み野地区、黄金地区、美咲野地区の住宅地は、地区計画等により引き続き良好な住環境の維持形成に努める。
- ・ 住宅地について、居住者の利便性向上や居住水準の向上を図る場合においては、幹線道路沿道等の用途地域の緩和や容積率・建蔽率の緩和など必要な見直しを行う。
- ・ 準防火地域について、延焼の危険性等を評価した上で指定区域の適正化を図り、市街地の防災性能を維持しつつ、建築物の建替更新を促すことで居住環境の改善に努める。

③ 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

本区域の市街化区域内には、千歳川や漁川をはじめとする多くの河川が貫流し、市街地の縁辺部も含めて良好な自然環境が多く残されていることが特徴である。

このことから、市街地整備にあたってはこれらの環境を生かしていくことを基本に、市街地の水辺、樹林、斜面等の緑地については、都市として守るべき緑地であり、都市の貴重な自然環境として、計画的に保全活用を図る。

(4) その他の土地利用の方針

① 優良な農地との健全な調和に関する方針

- ・本区域のうち、集团的農用地や国営・道営の土地改良事業など各種農業投資が実施されている区域、実施を予定している区域などについては、健全な農業の維持と発展を図るためにも、今後とも優良な農用地として、その保全に努め、特に、農用地利用計画の中で、農振法第8条第2項第1号の規定に基づき、農用地区域として定められたものについては「農業上の利用を図るべき土地」として、市街化区域の拡大の対象とはしない。
- ・千歳市の北東部は優良な農業地域となっており、都市地域との整合を図りながら、生産性が高く魅力ある農業経営をめざすものとし、農業基盤の整備や農業と他産業との結びつきを深める複合的産業化を進めるなど、農村環境の一層の整備を図る。
- ・恵庭市においても、農用地は、市民に新鮮な農作物を提供する生産の場であると同時にその生産の仕組みを通じてまち全体の土地や、水、緑の環境を守り、土に親しむ機会を提供する貴重な都市住民との交流の場であることから、このような重要な役割を果たしている農業地域においては、都市地域との調和や交流に配慮しながら保全を図る。

② 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

- ・洪水、越水、がけ崩れその他の災害発生の可能性のある地区については、市街化を抑制し、緑化の促進や保全に努め、災害の防止を図る。
また、気候変動により増大する水害リスクに対して、まちづくりにおける防災配慮について検討する。
- ・土砂災害特別警戒区域に指定されている千歳市の中央地区、泉郷地区、北信濃地区、泉沢地区、蘭越地区、幌加地区、協和地区、恵庭市の牧場地区及び柏木地区、西島松地区については、災害防止の観点から、特に市街化を抑制する。
- ・既成市街地において災害発生の可能性のある地域については、地域防災計画に基づき、防災関係機関等とともに、災害の防止に努める。

③ 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

- ・市街地の周辺にある保安林や千歳市の蘭越地区周辺の樹林地及び北海道自然環境等保全条例により環境緑地保護地区に指定された恵庭市の西島松地区の樹林地等の良好な自然環境については、後世に継承すべき貴重な市民の財産であることから、今後とも適切な維持・保全に努める。
- ・ウサクマイ遺跡群及びキウス周堤墓群周辺については、自然環境の活用を通じた魅力ある場の創出と自然環境形成の観点から、文化の継承・保全・活用を図り、今後とも適切な維持・保全に努める。

④ 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

- ・本区域は、人口、産業規模ともに増加傾向を示しており、都市化の熟度に合わせ、新たな市街地について、環境保全上の観点に十分配慮し、農林業との十分な調整を図りつつ、市街地整備の見通しが確実にになった段階で市街化区域への編入を予定することとする。
- ・市街化区域等の都市的土地利用が行われている区域に囲まれた市街化調整区域については、農林業と都市計画との調和や関係法令との調整を行い、土地利用の整序を図るため、周辺環境に配慮した住居系土地利用の可能性を優先的に検討する。
- ・恵庭市の道と川の駅花ロードえにわについては、今後も交流拠点としての機能の強化、充実を図る。

- ・ 既成市街地に近接する等、一体的に都市的土地利用の整序を図るべき区域については、無秩序な土地利用や街区の環境が形成されるおそれがあり、隣接する市街化区域の環境の保全等が必要な区域については、必要に応じて農林業との調整を図った上で地区計画等を定めることにより、都市的土地利用の整序を図る。
- ・ 千歳市の蘭越地区は、「千歳市アイヌ施策推進地域計画」に基づき、自然環境の活用を通じた魅力ある場の創出と自然環境の積極的な保全の観点、文化の継承・保全の観点から、土地利用の可能性について検討を進める。
- ・ 農業地域等における各活動拠点での公共公益施設を中心とした生活拠点の充実、国道や道道沿道での景観形成の視点や沿道サービス施設など有効利用の観点、グリーンツーリズムをはじめとする都市地域と農村地域の新たな交流の促進など、市街化区域では達成できない特有の開発や土地利用については、必要に応じて農林業と調整を図った上で地区計画等を定めることにより、周辺環境と調和した計画的な立地となるよう努める。
- ・ 恵庭市の市街化調整区域における優良田園住宅の整備については、周辺の自然環境の保全や農業と都市的土地利用の調和に配慮するとともに、地区計画を定め、良好な田園環境の形成を目指す。

2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 交通施設

① 基本方針

a 交通体系の整備の方針

本区域は、北海道の空の玄関口である新千歳空港を有し、本道の政治経済及び文化の中心である札幌市と開発の進む苫小牧東部地域の間位置し、交通結節点としての重要な機能を持ち、臨空港型工業都市、観光都市及び道央都市圏における広域的な都市機能を分担する都市として発展を続けている。

このため、今後も広域的な交通に配慮した交通体系の形成を進めるとともに、都市内交通にも対応した交通体系の形成を図る。

交通体系のうち道路については、北海道縦貫自動車道、北海道横断自動車道、3・2・63号道央新道(国道337号)、3・2・3号国道36号(国道36号)、3・3・10号駅大通(国道337号)及び3・2・128号恵千通(国道36号)が主要幹線道路として広域交通の骨格を構成し、鉄道については、JR千歳線及び石勝線が道内の主要都市へ連絡しており、交通の要衝となっている。

交通施設の整備は、効率性、快適性のほか、安全性や環境との調和を考慮し、各交通手段が適切に役割分担した交通体系となるよう総合的かつ一体的に進めるとともに、将来の人口減少等の社会情勢の変化に対応した都市の将来像を実現する交通体系の観点から、長期未着手の都市計画道路の見直しを含めた検討を進める。

また、社会情勢の変化とともに、都市交通のニーズが高度化並びに多様化していることから、交通量に基づく施設整備の考え方と情報技術等を活用し、既存の交通施設を有効利用する考え方を連動させた総合的な視点で交通施設整備を検討する。

これらの考えのもとに、基本方針は次のとおりとする。

- ・ 都市間や空港及び港湾等との広域的な交流・連携を支える高速交通ネットワークの形成を図り、アクセス道路の整備を進める。
- ・ 多様な都市活動を支え、円滑な自動車交通を確保するために、都市の骨格となる都市内道路網の形成を進める。
- ・ 歩行者や自転車の安全で快適な通行を確保するために、歩行者や自転車交通のネットワークの形成やバリアフリー化を進める。

- ・施設整備にあたっては交通需要に応じて計画的・段階的整備を行うとともに、生活様式の多様化への対応、安全性や環境との調和の向上、高齢化社会を踏まえたバリアフリー化の推進等、活力と潤いのある都市環境の確保に努める。
- ・北海道の産業、経済、文化の交流を図るとともに、安全で円滑な都市交通を確保するため、道路網の形成に努める。また、道路網形成については、主要幹線道路を含む既存の道路の活用を基本とし、交通需要や都市交通のニーズ等を踏まえ必要に応じて新たな道路整備等の検討を行う。
- ・土地利用の動向や計画交通量等から都市構造を勘案し、鉄道の踏切部で発生する交通混雑解消に向けた検討を行う。
- ・千歳市では、「誰もが公共交通や徒歩、自転車等を日常的に使い分けることができ、自然や人に優しく、賑わいと活力に溢れるまちづくり」を目指すため、「地域公共交通網形成計画」を策定していることから本計画と連携し、公共交通の利用促進のため、今後とも沿道の土地利用と連携した公共交通軸の形成を図るとともに、交通結節点の確保・機能強化に努める。
- ・千歳市は、北海道の空の玄関口である新千歳空港を有することから、産業、観光等の国際競争力の強化、地域経済の活性化及び地域の活力向上に寄与するため、広域交通の利便性の向上と円滑な交通ネットワークの形成に努める。また、新千歳空港を拠点とした産業・流通・観光の連携強化や防災の観点から、アクセス道路や空港周辺の道路環境整備を促進する。
- ・新千歳空港の第2旅客ターミナル地域の活用を促進するとともに、耐震対策の強化、滑走路端安全区域の整備、誘導路複線化による除雪体制の強化を促進し、空港施設の機能充実及び航空輸送の安全・安心の確保を図る。

b 整備水準の目標

- ・交通体系については、広域のかつ長期的視点に立って整備を図っていくこととし、当面次のような整備水準を目標とする。
- ・街路網については、広域交通に対応する骨格街路網の整備を促進するとともに、都市内の幹線街路網は各道路機能に応じて段階的な整備を進め、将来の幹線街路網密度がおおむね 3.81 km/km^2 となるように都市計画道路の整備を図る。

	平成 27 年(2015 年) (基準年)	令和 12 年(2030 年) (目標年)
幹 線 街 路 網 密 度	3.53 km/km^2	3.70 km/km^2
都 市 高 速 鉄 道	10.13KM	10.13KM

② 主要な施設の配置の方針

a 道 路

- ・広域的な観点から、迅速かつ円滑な自動車交通を確保するため、札幌・函館・帯広方面を連絡する北海道横断自動車道及び北海道縦貫自動車道を配置する。
- ・主要幹線街路
 - 札幌圏の連絡機能強化、地域間交流の活性化及び物流効率化等を支援するため、3・2・63 号道央新道（国道 337 号）を配置する。
 - 空港・産業・流通・観光の連携強化に適切に対応するため、3・2・3 号国道 36 号（国道 36 号）、3・2・8 号真町泉沢大通（市道真町泉沢大通）、3・2・54 号空港泉沢大通（一般道道泉沢新千歳空港線）、3・2・26 号美々駒里大通（一般道道早来千歳線）、3・3・7 号中央大通（一般道道早来千歳線）、3・3・10 駅大通（国道 337 号）、3・4・16 号川北通（国道 337 号）、3・4・18 号支笏湖通（主要道道支笏湖公園線）、3・4・21 号 9 線通（一般道道島松千歳線）、3・5・33 号鉄北通（市道鉄北通）、3・4・60 号南千歳駅通

(一般道道南千歳停車場線)、3・4・111号基線通(主要道道恵庭栗山線)、3・4・103号川沿大通(主要道道恵庭岳公園線)及び3・3・105号江別恵庭大通(主要道道江別恵庭線)を配置する。

・都市幹線街路

主要幹線街路を補完する幹線街路として、3・3・5号祝梅大通(市道祝梅大通)、3・3・6号東大通(市道東大通)、3・3・12号日の出大通(市道日の出大通)、3・3・14号7線大通(市道7線大通)、3・3・15号4線大通(市道4線大通)、3・4・13号33号通(市道33号通)、3・4・17号29号通(市道29号通)、3・4・22号30号通(市道30号通)、3・4・27号6線通(市道6線通)、3・4・28号長都駅通(市道長都駅通)、3・4・29号市場通(市道市場通)、3・4・39号美々西通(市道美々西通)、3・2・40号泉沢東大通(市道泉沢東大通)、3・4・41号泉沢中央通(市道泉沢中央通)、3・4・45号美々南通、3・4・50号28号通(市道28号通)、3・4・65号北信濃通(市道28号通)、3・4・103号川沿大通(市道川沿線)、3・3・106号島松大通(一般道道島松停車場線、市道島松大通及び西6線)、3・4・107号恵南柏木通(市道恵南柏木通)、3・4・108号戸磯団地通(市道戸磯工業団地通)、3・4・110号柏木戸磯通(市道柏木戸磯通)、3・4・112号戸磯黄金通(市道戸磯黄金通)、3・4・113号柏木中通(市道柏木中通)、3・4・116号19号通(市道南19号島松線)、3・4・118号中恵庭通(一般道道島松千歳線、市道島松中通)、3・4・123号団地中央通(市道恵庭団地中央通及び恵み野団地中央通)、3・4・133号相生通(市道相生通)及び3・5・119号西島松通(市道西島松通)を配置する。

b 都市高速鉄道

都市高速鉄道としてJ R千歳線を配置しており、千歳市の一部を連続立体交差化していることから、今後とも南北市街地の交通の円滑化を図る。

c 駐車場・駐輪場

J R千歳線千歳駅及び長都駅周辺に配置し、駐車場・駐輪場需要に対応した整備・保全に努める。

d 交通結節点等

- ・3・3・7号中央大通(一般道道早来千歳線)にJ R千歳線千歳駅の駅前広場、3・5・33号鉄北通(市道鉄北通)及び3・4・60号南千歳駅通(一般道道南千歳停車場線)に交通広場を配置していることから、公共交通の機能強化、利便性の向上及び賑わい創出を図り、交通結節点としての機能を高めるとともに、J R千歳線長都駅及び新千歳空港駅と連携し、交通拠点として機能充実を図る。
- ・3・3・105号江別恵庭大通(主要道道江別恵庭線)に接続するJ R千歳線島松駅西口広場と東西を繋ぐ自由通路及び3・4・115号島松駅通(一般道道島松停車場線)の駅前広場を配置することで、東西の連携とともに賑わいの創出を図る。
- ・3・4・109号恵庭駅通(一般道道恵庭停車場線)及び3・3・129号黄金学園通(市道黄金学園通及び恵庭東口駅広線)にJ R千歳線恵庭駅の駅前広場、3・4・134号恵み野駅通(市道恵み野駅通及び恵み野西口駅広線)にJ R千歳線恵み野駅の駅前広場、3・4・115号島松駅通(一般道道島松停車場線)、J R千歳線島松駅の駅前広場を配置しており、今後とも交通結節機能の充実を図る。

E 空 港

新千歳空港は、北海道の航空ネットワークの中核空港として、増加する人や貨物の需要に対応するための機能強化を図り、北の国際拠点空港化を進めるとともに、中心市街地や観光施設等の各拠点とのアクセス機能の強化に努める。

③ 主要な施設の整備目標

おおむね 10 年以内に実施を予定する主要な事業は次のとおりとする。

- ・ 3・2・3 号国道 36 号（国道 36 号）
- ・ 3・2・26 号美々駒里大通（一般道道早来千歳線）
- ・ 3・4・18 号支笏湖通（主要道道支笏湖公園線）
- ・ 3・4・107 号恵南柏木通（市道恵南柏木通）
- ・ 3・4・111 号基線通（主要道道恵庭栗山線）
- ・ 3・4・123 号団地中央通（市道恵庭団地中央通）
- ・ 3・4・133 号相生通（市道相生通）

上記、7 路線の整備を促進する。

（２）下水道及び河川

① 基本方針

a 下水道及び河川の整備の方針

近年、都市化の進展及び気候の変動に伴い、市街地の保水及び遊水機能の低下による中小河川の氾濫、雨水排水施設の整備の立ち遅れによる浸水被害等の問題をもたらしている。

このため、土地利用計画と河川及び下水道の整備計画との整合を図り、総合的な治水対策を促進する。

ア 下水道

都市の健全な発展と生活環境の改善、公共用水域の水質保全及び浸水の防除を図るため、下水道整備を促進する。

イ 河 川

- ・ 河川については、流域の現況や洪水特性を踏まえ、「石狩川水系千歳川河川整備計画」に基づき積極的に治水施設等の整備を促進する。また、市街地の開発にあっては、流域が本来有している保水、遊水機能の確保を図りつつ、流域の土地利用計画などを勘案して総合的な治水対策を促進するとともに、河川環境の整備と保全に努める。
- ・ 千歳川については、治水上の安全性を確保するため、市街地整備との整合を図りながら整備の促進を図るとともに、河川環境の保全、親水性に配慮した潤いのある河川及び水辺空間の創出に努める。
- ・ 美々川については、自然環境の保全に努める。
- ・ 流域の地形特性、土地利用状況及び洪水被害の実態を踏まえて、それぞれの地域に適合した流域対策に努める。

b 整備水準の目標

ア 下水道

- ・ 本区域における下水道の整備は、将来の土地利用計画と整合を図りながら公共下水道により整備する。
- ・ 本区域の下水道普及率は、平成 27 年(2015 年)で 97.8%であり、今後も市街地の下水道の普及を目指し、整備の促進を図る。

イ 河 川

河川については、市街地の進展に伴う土地利用の変化、市街地の拡大等による流出量の増大に対する安全性の確保に十分配慮するとともに、市街地の公園緑地との連携を強めつつ、河川の親水性の向上に努め、周辺環境に配慮した河川整備を促進する。

② 主要な施設の配置の方針

a 下水道

- ・本区域における都市の健全な発展及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資するため、千歳市を排水区域とする千歳公共下水道及び恵庭市を排水区域とする恵庭公共下水道の整備を図る。
- ・千歳公共下水道については、清流及び美々に処理場を配置し、排水区域内にポンプ場及び幹線管渠を確保するとともに、適切な改築更新を図る。
- ・恵庭公共下水道については、中島松地区に処理場を配置し幹線管渠を適切に確保し、戸磯地区及び下島松地区の普及を図る。
- ・雨水処理については、河川改修整備の進捗を踏まえ、市街地整備との整合を図りながら、雨水貯留機能を備えた流出抑制対策を計画する。

b 河 川

千歳川、ママチ川、長都川、新ママチ川、漁川、島松川、茂漁川、柏木川及びユカンボシ川については、各種開発事業等との調整を図りつつ、総合的な治水対策を促進するとともに、自然環境と市街地が融合し、河川及び水辺空間の整備及び保全に努める。

③ 主要な施設の整備目標

おおむね 10 年以内に実施を予定する主要な事業は次のとおりである。

- ・千歳公共下水道では、分流化を推進するため污水管の整備や、浸水対策として管渠の整備を行うとともに、老朽化した下水道施設は長寿命化を図りながら改築更新を図り、恵庭公共下水道では、分流化を推進するため污水管の整備や、浸水対策として幹線管渠整備を進め、処理場の整備を行うとともに、老朽化した下水道施設の長寿命化を図りながら計画的な改築更新を行い、機能維持を図る。
- ・河川については、千歳川、長都川、漁川、島松川、茂漁川、柏木川及びユカンボシ川の整備の促進を図るとともに、内水対策並びに流域対策について、地域で協議を行い必要な対策を進めていく。
- ・市街地においては、人と川のふれあいの場の提供に努め、周辺環境に配慮した河川整備を促進する。

(3) その他の都市施設

- ・ごみ焼却場、ごみ処理場、市場及び火葬場については、それぞれの施設の整備等に関する計画を踏まえて適正な維持管理又は建替整備等を行い、必要に応じて都市計画変更を行う。
- ・ごみ焼却場及びごみ処理場等の都市施設については、それぞれの施設の整備に関する計画等を踏まえて適切な位置に配置し、公益性並びに恒久的な性格を有するものについては都市計画決定に向けた検討を行う。
- ・恵庭市の一般廃棄物処理施設は、焼却施設、生ごみし尿処理場を中島松地区、ごみ処理場を盤尻地区、リサイクルセンターを島松沢地区に配置しており、当分の間、この処理体制を維持するほか、新たなごみ処理場の整備について検討を行う。

3. 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 主要な市街地開発事業の決定の方針

中心商業業務地及び恵庭市のJR恵庭駅周辺については、商業業務機能のより一層の集積と拡大を図るため、市街地再開発事業などにより、土地利用の高度化を図るとともに魅力的で快適な都市空間の確保に努める。

新市街地については、土地区画整理事業等による計画的開発を検討し、秩序ある市街地の形成を図る。

(2) 市街地整備の目標

おおむね10年以内に実施を予定する主要な事業は次のとおりとする。

恵庭駅西口地区（土地区画整理事業、市街地再開発事業）

4. 自然的環境に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 基本方針

本区域は、石狩平野の南端に位置し、南西部及び東部を山岳・丘陵地帯で囲まれ、区域内には千歳川及び漁川をはじめとする水量豊富な清流が貫流し、郊外では広大に広がる農地が防風林の配置と程よく調和し、優れた田園景観を有している。

また、北海道の空の玄関口である新千歳空港を有し、道央ベルト地帯の中央にあって、道都札幌市とも主要交通施設で結ばれ、人口、産業規模ともに増加傾向を示していることから、都市化の進展が予想され、ついでには、秩序ある都市形成と豊かな緑に包まれた環境の維持形成等について積極的な取り組みが一層必要となっている。

このことから、豊かな自然資源と共存を図りながら、将来とも自然環境豊かなまちづくりを進めていくために、

- ・街区公園・近隣公園・地区公園の計画的な整備及び再整備
- ・緑豊かな運動公園の設置
- ・清流と河畔林を生かした緑の軸の育成強化
- ・市街地及び周辺の樹林地の保全

等の施策が求められている。

これらの施策を進めるにあたって、緑地形態については、南北に千歳川、長都川及び漁川、蘭越地区周辺の樹林地及び防風林、東西に空港周辺の樹林地及び防風林をそれぞれ骨格とした格子型を基本とする。

この骨格的な緑地をはじめ郷土性の高い漁川河川緑地の整備保全を図るとともに、基本的な緑地の形態に即応しつつ環境保全、レクリエーション、防災、景観構成及びその他の機能が総合的に発揮されるように、緑地の保全及び緑化の推進に関する「緑の基本計画」に基づき、公園緑地等の整備、再整備又は保全を行い、適正配置を図る。

また、都市公園においては長寿命化対策を行い、適正な維持管理を進める。

(2) 緑地の配置の方針

① 緑地系統ごとの配置方針

a 環境保全系統

都市の骨格となる緑地として、千歳川、ママチ川、長都川、ゴセン川及び漁川の河川緑地並びに青葉公園、蘭越地区周辺の樹林地及び恵庭公園の樹林地を配置し、保全を図る。

自然環境保持のため泉沢地区の樹林地を配置し、保全を図る。

b レクリエーション系統

- ・住区毎に近隣公園、街区公園を適正に配置するとともに、3～4住区に1箇所の地区公園を配置する。

- ・住民の休養、休息、運動、教養、自然及び文化とのふれあい等を通じて、住民の健康の維持・増進、文化活動の涵養等に資するように、青葉公園、美々公園、恵庭公園、恵み野中央公園、青空公園を配置する。
- ・レクリエーション利用効果を高めるとともに、日常の通勤買い物等に利用される緑道を泉沢向陽台地区に配置する。
- ・貴重な水辺空間である千歳川、ママチ川、勇舞川、長都川、ゴセン川、漁川、茂漁川、柏木川及びユカンボシ川の河川敷を多目的なレクリエーションの場として配置し、利用を図る。
- ・河川のもつ優れた生態や風致機能の増進を図り、観光レクリエーションの場として道の駅サーモンパーク千歳を配置する。

c 防災系統

- ・地震及び火災等の災害時の避難地として、青葉公園等の公園緑地を配置し、千歳川、ママチ川、勇舞川、長都川、ゴセン及び漁川を防災帯として配置するほか、緑道を避難路として泉沢向陽台地区に配置する。
- ・美々地区、北信濃地区、上長都地区、泉沢向陽台地区、流通地区、柏台南地区及び戸磯地区の工業団地周辺並びに工業地と住宅地が隣接する地域については、緩衝緑地を配置する。
- ・空港周辺に防音等に資する緩衝樹林を配置する。
- ・土砂流出及び崩壊等による災害を防止するため、桂木地区、大和地区及び柏木地区等の急傾斜地の斜面緑地の保全や整備を図る。

d 景観構成系統

- ・街並みの背景となる青葉公園から蘭越地区周辺にいたる樹林地、恵庭公園内の森林、北信濃地区及び戸磯地区の防風林等の保全を図る。
- ・都市景観として、道の駅サーモンパーク千歳、グリーンベルトの活用と漁川河川緑地の整備を図る。
- ・郷土景観として意識の高い、ウサクマイ遺跡群、キウス周堤墓群周辺、長都神社及び千歳神社と一体的な樹林地の整備、保全を図る。
- ・地域特有の歴史を有する景観としてウサクマイ遺跡群及びキウス周堤墓群周辺の保全・活用を図る。
- ・市街地内及び空港アクセス沿道においては、街路樹の植栽や広幅員道路の緑化とあわせ、緑道を配置する等、都市景観の向上に資する緑地の整備を図る。

e その他の系統

- ・開拓の歴史をしのぶ開拓記念公園を配置する。
- ・千歳墓園を配置し、周辺農業地域等の環境と一体的に、静寂な土地を保全する。

② コンパクトなまちづくりに対応する緑地の配置方針

将来の人口減少等の社会情勢やニーズの変化に対応した緑地の適正配置を実現する観点から、千歳市は長期末着手である総合・運動公園等の一部見直しを含めて、区域内の公園緑地が都市の利便性上を図る上で、より有効となるよう検討する。

(3) 実現のための具体の都市計画制度の方針

都市緑地法の規定に基づき策定した「緑の基本計画」等を踏まえた上で、必要なものを公園等の都市施設として定める。